

使用許諾契約書 (iStudy Paperless)

お客様は、予めこの「使用許諾契約書」(以下、「本契約」といいます)の各条項に同意した上で iStudy Paperless 製品 (以下「本製品」)を利用するものとします。アイスタディ株式会社 (以下「当社」といいます)は本契約を変更することがあります。変更後の本契約は、当社が掲示し、お客様が閲覧可能とされた時点で効力を生じるものとします。お客様が、本契約の変更後に対象プログラムをご使用された場合、変更後の本契約に同意したものとみなします。

本契約の各条項に同意されない場合、お客様は本製品を利用することはできません。本契約の各条項に同意されない場合は、当該本製品を取得された場所へ返却の上、ご購入いただいた本製品に関し払い戻しを受けることができます。お客様が購入されたハードウェアに含まれる本製品に関して払い戻しを受けるためには、すべてのハードウェア及びソフトウェアを未使用の状態ただちに返却しなければなりません。返却せずにお客様が該当の本製品を使用された場合は、その時点で本契約の各条項に同意されたものとします。

第1条 (適用)

1. 本契約が添付されている当社の商標が付されたハードウェアにプレインストールされているか、ディスク、読み出し専用メモリー、その他の記録媒体またはその他あらゆる形態上の、製品および第三者のソフトウェア、イメージファイル、書類ならびに一切の情報 (以下「対象プログラム」といいます)は、当社が、お客様に対して、本契約の条件に従う場合に限り使用を許諾するものであり、当社又はライセンサー (オープンソースが含まれる場合は、そのオープンソースの著作権者を含みます)は、いかなる時においても対象プログラムに係る知的財産権を含む一切の権限、権利を保持します。お客様は、対象プログラムを記録しているハードウェアの所有権を有しますが、当社及びそのライセンサーが、対象プログラム自体の所有権を保持します。

2. 対象プログラムにより表示されるか、アクセスされるコンテンツの一切の所有権および知的財産権は、それぞれのコンテンツ所有者に帰属します。これらのコンテンツは、著作権またはその他の知的財産権の法律もしくは条約に保護されることがあり、これらのコンテンツを提供する第三者の使用条件に従っていただくことがあります。本契約は、これらのコンテンツを使用するいかなる権利もお客様に許諾するものでもありません。

第2条 (使用許諾)

1. 当社は、本契約に定める契約条件に従い、当社が確認した動作環境下において対象プログラムを使用するための、非独占的、譲渡不能、かつ著作権で保護されたライセンスを、お客様に許諾します。

2. 当社は本契約に定める契約条件に従い、対象プログラムを使用して開発したデータ又はアプリケーションの一部としてのデータを配布するための非独占的、譲渡不能のライセンスをお客様に許諾します。

3. お客様は、本契約に定める契約条件に従い、バックアップを目的とする場合のみ、対象プログラムを一部複製することができます。

第3条 (使用の制限)

1. お客様は、対象プログラム及び対象プログラムの使用から生じた派生物又は成果物や結果物 (以下「結果物等」といいます)について、お客様ご利用の電子端末 (当社が指定するコンピュータ、スマートフォン等の電子機器。以下「お客様環境」といいます)又は、当社が確認した動作環境下においてのみ、本契約で定めたライセンスに基づいて使用することができ、本契約に明示した以外のいかなる使用もできません。

2. お客様は、対象プログラム及び対象プログラムの結果物等を報酬、代償、又はその他のいかなる対価と引き換えにして、生産あるいは提供することはできません。

3. お客様は、対象プログラムの全部または一部に対し、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本契約で定める以外の使用及び複製、第三者への一切の貸し出し、
- (2) 修正、変更、改造、解析、または二次的著作物の創作。
- (3) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル。
- (4) 本契約で定める以外の配布、サブライセンス、その他あらゆる方

法での第三者に対する使用許諾。

(5) 対象プログラムの欠陥が死傷または物理的もしくは環境上の深刻な損害をもたらすような原子力施設、航空機制御、通信システム、航空管制システム、生命維持装置またはその他の設備の稼働のために使用すること。

第4条 (権利義務の譲渡の禁止)

本契約に定めるすべての契約上の権利義務は譲渡することができません。

第5条 (遵守事項)

1. 対象プログラムに係る利用者情報含む一切の情報の作出や管理については、お客様が全責任を負いますので、お客様は善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。お客様自らコンテンツやメールアドレスなどの個人情報を対象プログラム内に掲載又は開示若しくは提供する行為、及び、その内容に関する権利の性質や帰属に関する責任についても同様とします。
2. 対象プログラム使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因するお客様の全ての損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 対象プログラムは、日本国外での利用について、日本国外での法律や慣習に必ずしも合致しているとは限りません。日本国外でのご利用で生じる様々なトラブルについて、当社は一切責任を負いませんので、お客様ご自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。
4. お客様は、対象プログラムのご利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメインを使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客様ご自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。
5. 当社は、第三者とお客様との紛争に関し、係る第三者より問い合わせを受けたときは、お客様にご連絡いたします。お客様は、自己の氏名、連絡先等を係る第三者に開示し、お客様ご自身の責任と費用をもって当該紛争の解決にあたるものとします。

第6条 (免責)

1. 当社は、お客様が対象プログラムの提供を受けたことによりお客様もしくは利用者 (コンテンツ等を利用する者)、第三者に発生した一切の損害について、本契約に明示する場合を除き、いかなる責任も負わないとします。これには、対象プログラムの利用の制約・不能・遅延もしくは困難、情報取得の困難、情報の滅失もしくは損壊を含みますがこれに限られないものとします。
2. オープンソースに起因又は関連して生じた権利侵害乃至損害賠償についても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は対象プログラムに関して瑕疵 (バグ) 修正中の損害がないことを保証しません。当社は、お客様が対象プログラムを使用され、あるいは使用できなかったことにより生じた直接的又は間接的損害等についても、前項と同様とします。
4. 当社は、対象プログラムを通じてお客様に提供されるデータ、情報等について、その完全性、最新性、正確性、信頼性、有用性等いかなる保証も、お客様及び第三者に対して行わないものとします。いかなる場合においても当社のお客様に対する責任は、この契約に明示するものに限られ、対象プログラムの使用又は使用不能から生ずるいかなる損害 (直接的、付随的、もしくは間接的損害、逸失利益の損失、お客様の要求を満たさないために生じた業務上の中断、ビジネス情報の損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない) に関して、一切責任を負わないものとします。たとえ、当社がかかる損害の可能性を認識していた場合でも同様です。
5. お客様は、自己の責任において対象プログラムを利用するために必要なコンピュータ、通信機器、電話回線、ソフトウェアその他全ての機器設備を設置するものとし、当社はこれら機器設備について何らの責任をも負わないものとします。
6. お客様が対象プログラムの全部または一部をカスタマイズ又は修正、変更等した場合、当社は対象プログラムの動作保証を致しません。
7. お客様は、対象プログラムの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合 (お客様が、この契約上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
8. お客様がこの契約に違反した行為によって、当社に損害を与えた場合、当社はお客様に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第7条 (損害賠償)

1. 当社は、当社による契約不履行若しくは不法行為等によってお客様に対して損害賠償責任を負った場合、又は当社の帰責事由による本製品の利用不能が生じた場合には、お客様に対して損害賠償をするものとします。但し、かかる場合の当社による損害賠償額は、お客様から実際にいただいた本製品の販売金額を限度とします。
2. 前項に定める当社による損害賠償責任は、秩序の回復若しくは維持、又は公の利益のため緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要がある場合、又は、本契約に別途定める場合においては、発生しないものとします。
3. お客様は、本製品の利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合(お客様が、この契約上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
4. お客様がこの契約に違反した行為によって、当社に損害を与えた場合、当社はお客様に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第8条 (有効期間)

本契約は、保証期間が終了するまで有効です。お客様が本契約の条項に違反した場合、本契約に基づくお客様の権利は、当社が何らの通知をすることなく、自動的に終了します。

第9条 (技術サポート)

お客様は、本製品について次の技術サポートの提供を、本契約の有効期間内に受けることができます。

1. 技術サポートの内容

- (1) 本製品の機能及び使用方法に関する、電子メールによる助言。
- (2) 本製品の使用上の諸問題に対する対処法の通知。但し、これらは本製品の更新版として提供されることがあります。

2. 技術サポートの提供時間

前項技術サポートは土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く、アイスタディ指定の営業日の午前9時から12時及び午後1時から6時までの間に提供されます。

3. その他

お客様の裁量により本製品をカスタマイズした場合(アイスタディからお客様へテーブル情報等を提供した場合も含む)、アイスタディは本製品(更新版を含む)の動作保証を致しません。

第10条 (当社が行う解除)

お客様が以下の各号いずれかに該当する事由が生じたときは、催告、通知その他なんらの手続きを要することなく即時にこの契約を解除することができるものとします。尚、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げないものとします。

1. この契約又は注文書・注文請書の条文のいずれかに違反し、相当の期間を定めて文書により催告したにもかかわらず、なお是正されない場合。
2. 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態となった場合。
3. 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、租税滞納処分を受けたとき、又は破産、民事再生、会社更生の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
4. 営業の廃止もしくは重大な変更、解散の決議又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
5. 営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けた場合。
6. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
7. その他この契約又は個別契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第11条 (一般条項)

1. この契約条項のうち法令に違反するものがある場合、当該条項は法令で許される範囲で執行されるものとし、他の条項には影響を与えないものとします。
2. この契約のいずれかの条項が無効あるいは強制不能とされた場合であっても、この契約の他の条項は完全な効力を有します。
3. この契約の不履行又は違反について当事者が権利を行使しなかった場合であっても、他の又はその後の不履行又は違反について権利放棄を行ったことにはなりません。
4. この契約は日本国の法律に準拠するものとします。
5. この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的に第一

審の管轄裁判所とします。

6. 当社とお客様は互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行するものとします。この契約の規定に疑義が生じた場合、又は同規定にない事態が生じた場合には、当社とお客様の双方は、信義誠実の原則に従って協議するものとします。

2011年6月30日制定
最終改定日：2016年11月30日